



○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

インターネット接続サービス及びハウジングサービス運用業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成14年7月25日 午前9時から

(2) 場所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年8月2日 午後1時から

イ 場所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成14年8月1日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

WWWサーバ及びネットワーク接続装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成14年10月1日から平成15年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日 時 平成14年7月25日 午前10時30分から

(2) 場 所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年8月2日 午後3時から

イ 場 所 長野県庁西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成14年8月1日 午後5時

イ 場 所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

6 その他

詳細は入札説明書による。

情報政策課

○公 告

平成15年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

1 募集人員等

名称及び所在地	募集人員	修学年限	出願資格
長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」という。) 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311)	人 40	年 3	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者(平成15年3月卒業見込みの者を含む。)又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
	20	2	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。) (1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者 (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」という。) 木曾郡木曾福島町6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057)	30	2	

2 入学試験

看護専門学校名	試験期日	試験場所	学力試験		合格者の発表	
			試験科目	その他	期日	方法
須坂看護専門学校	平成15年1月29日(水)及び1月30日(木)	須坂看護専門学校	高等学校卒業程度の国語I・II(漢文を除く。)、数学I・A、理科(生物又は化学のうち受験者が選択する1科目)及び英語I・II	人物検査	平成15年2月6日(木)	受験した看護専門学校に掲示するほか、合格者には直接通知する。
	平成15年1月21日(火)及び1月22日(水)		教養科目 国語(現代国語)、数学、生物及び英語 准看護師養成所卒業程度の専門科目			
木曾看護専門学校	平成15年1月21日(火)及び1月22日(水)	長野県木曾合同庁舎講堂	教養科目 国語(現代国語)、数学、生物及び英語	小論文及び人物検査	平成15年2月4日(火)	

3 入学志願の手続

看護専門学校名	提出書類	受付場所	受付期間	受験料
須坂看護専門学校	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (4) 卒業した高等学校又は中等教育学校の長の発行する調査書	入学しようとする看護専門学校	平成15年1月6日(月)から10日(金)まで	2,200円
	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 准看護師免許証の写し(官公署の証明のあるもの) (4) 卒業した准看護師養成施設の長の発行する調査書 (5) 出願資格の(1)に該当する者は、看護業務の就業証明書 (6) 出願資格の(2)に該当する者は、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書		平成14年12月19日(木)から26日(木)まで	
木曾看護専門学校			平成14年12月18日(水)から24日(火)まで	

(注) 1 入学願書及び健康診断書は、入学しようとする看護専門学校で交付する用紙によること。

2 受験料は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする看護専門学校に行うこと(郵便による場合は、切手160円分をはったあて先明記の返信用の封筒(角2封筒)を同封すること。)

医 務 課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やまびこ舎

3 代表者の氏名

吉 田 超

4 主たる事務所の所在地

埴科郡坂城町大字坂城8323番地126

5 定款に記載された目的

この法人は、多様な障害を持つ心身障害児者に対して、就労援助と自立支援、生活支援に関する事業を行い、社会参加に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 申請のあった年月日
平成14年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 スマートレイク
- 3 代表者の氏名
小口武男
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市清水二丁目1番21号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民・企業人・行政・学者・研究者が相集い、市民主導型のマルチメディアを利用したまち創りを推進し、諏訪圏域の活性化に貢献することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成14年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グループもみじ
- 3 代表者の氏名
田中正廣
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字安茂里字霞ヶ淵1861番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆老人に対して適切な介護と生活支援を行い、かつ、その介護に従事する者をはじめ、それに関わろうとする者の教育・相談及び指導・研究に関する事業を行い、介護を受ける者と介護する者が共に社会の中で安心した生活が保障される地域づくりを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営塩田平地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了した。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 土地改良事業の名称
県営かんがい排水事業
- 2 工事の着工年月日
昭和54年10月15日
- 3 工事の完了年月日
平成14年3月26日

土地改良課

○公 告

県営八木沢沖地区土地改良事業の変更計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営八木沢沖地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成14年7月23日から8月19日まで
- 3 縦覧の場所
須坂市役所

土地改良課

○公 告

平成14年7月16日、佐久市土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者
長野県副知事 阿 部 守 一

土地改良課

○公 告

木曾郡大桑村における県営大桑地区東外向換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年6月28日行った。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者
長野県副知事 阿 部 守 一

農村整備課

○公 告

木曾郡大桑村における県営大桑地区東換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年6月28日行った。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

農 村 整 備 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年7月22日

長野県佐久地方事務所長 篠 原 寿 人

1(1) 許 可 番 号

平成13年10月10日 長野県佐久地方事務所指令13佐地建第13-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字西野沢原1323-453、1323-507、1323-730

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪府中央区心斎橋2-2-3

トランス・コスモス健康保健組合 理事長 上 畑 廣 高

2(1) 許 可 番 号

平成14年6月19日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字御代田字大塚4102-1、4102-9、4102-10、4102-37、4102-38、4102-42、4102-50、4102-65、4102-67

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢174-6

株式会社長野システムズ 代表取締役 小河原 弘 三

建築管理課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成14年7月22日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

1(1) 許 可 番 号

平成14年1月23日 長野県松本地方事務所指令13松地建第5-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡堀金村大字烏川1220-1、1221-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡穂高町大字穂高1831

有限会社浅川不動産 代表取締役 浅 川 登志雄

2(1) 許 可 番 号

平成14年6月18日 長野県指令14建第30-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字上西条字小曾野113-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字上西条491 小 松 誠

建築管理課

○公 告

下水内郡栄村による野口地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年7月22日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成12年6月19日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下水内郡栄村
- 4 事務所の所在地
下水内郡栄村大字北信3433番地
- 5 工事着手年月日
平成13年10月5日
- 6 工事完了年月日
平成14年1月10日

土地改良課

○公 告

飯山市によるゲンゼム沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年7月22日

長野県北信地方事務所長 小 林 一 美

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業

- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成12年6月19日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
飯山市
- 4 事務所の所在地
飯山市大字飯山1110番地1
- 5 工事着手年月日
平成12年10月6日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月20日

土地改良課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により長野県知事あて監査の結果に関する報告を行ったところ、長野県知事から、当該監査の結果に基づいて措置を講じた旨通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年7月22日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

14男女第8号

14労第14号

平成14年4月12日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

財政的援助団体等監査の結果に基づく措置について(通知)

平成14年3月28日付けで長野県監査委員から提出のあった監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象団体	監査の結果	措置の内容
財団法人 長野県勤労者福祉 事業団	委託料の精算事務に遅いものがあった。	平成14年1月25日までに精算させた。

監査委員事務局

○公 告

平成14年度の長野県職員採用中級試験(短大卒業程度)、長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。

平成14年7月22日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

1 試験の対象となる職

(1) 長野県職員採用中級試験(短大卒業程度)

長野県の諸機関に勤務する司書、診療放射線技師及び保育士の職

(2) 長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)

長野県の諸機関に勤務する主事及び技師等の職

(3) 長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験

長野県内の市町村立小中学校又は共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)に勤務する県費負担の栄養士の職

(4) 長野県市町村立小中学校事務職員採用試験

長野県内の市町村立小中学校に勤務する県費負担の主事の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用 予定人員	職務内容
中級	司書	若干名	司書業務
	診療放射線技師	〃	診療用放射線の照射撮影
	保育士	〃	知的障害児又は身体障害者の介護、生活指導、学習指導、職業指導等
初級	事務	〃	庶務・経理、企画立案、調査、連絡調整等の一般行政事務
	土木	〃	道路・河川・都市計画等の事業に関する企画・設計・施工管理等
	農業	〃	農業の振興、農業経営の指導援助等
	林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等
	施設介護職員	〃	知的障害児(者)、身体障害者、機能回復訓練を行う老人等入所者の介護等
学校栄養	学校栄養	〃	学校給食に関する専門的・技術的な業務
小中事務	小中事務	〃	庶務・経理等の学校事務

3 受験資格等

(1) 国籍及び生年月日

試験の名称	試験区分	国籍及び生年月日
中級	司書 診療放射線技師 保育士	昭和42年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者
初級	事務 土木 農林	日本国籍を有する者で、昭和56年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
	施設介護職員	昭和42年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
学校栄養	学校栄養	昭和42年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者
小中事務	小中事務	日本国籍を有する者で、昭和42年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

(2) 資格又は免許

試験の名称	試験区分	資格又は免許
中級	司書	司書の資格を有する者(平成15年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。)
	診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者(平成15年の春までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者を含む。)
	保育士	保育士の資格を有する者(平成15年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者を含む。)
学校栄養	学校栄養	栄養士の免許を有する者(平成15年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者を含む。)

(3) この試験を受験できない者

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	対象となる試験		試験の内容
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	司書 診療放射線技師 保育士	短大卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	初級	事務 土木 農業 林業 施設介護職員	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	短大卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
	小中事務	小中事務	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験
専門試験	中級	司書 診療放射線技師 保育士	短大卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
	初級	土木 農業 林業	高校卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
	学校栄養	学校栄養	短大卒業程度の専門科目に係る知識及び能力についての択一式筆記試験
適性試験	初級	事務	照合、計算、分類等の簡単な問題を限られた時間内にできるだけ数多く解答する能力についての択一式筆記試験
	小中事務	小中事務	

- (注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。
- 2 教養試験は出題数50題、専門試験は出題数40題、適性試験は出題数120題です。
- 3 教養試験及び専門試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配 点			合 格 基 準
	中 級 初級(土木・ 農業・林業) 学校栄養	初級(事務) 小中事務	初 級 (施設 介護職 員)	
教養試験	400点	400点	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率。
専門試験	400点	—	—	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては当該試験区分の平均正答率。
適性試験	—	120点	—	各試験区分毎の平均正答率の8割
合 計	800点	520点	400点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日 時

平成14年9月29日(日) 午前9時

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試 験 会 場
長野市	長野高等学校(長野市上松1-16-12)
	長野吉田高等学校(長野市吉田2-12-9)(予備会場)
松本市	松本県ヶ丘高等学校(松本市県2-1-1)
	松本深志高等学校(松本市蟻ヶ崎3-8-1)(予備会場)

エ 合格者の発表

平成14年10月中旬に、第1次試験合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所
 長野県名古屋事務所
 長野県大阪事務所
 長野県の地方事務所及びその連絡所
 長野県のホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接(2回)による試験
性格検査	性格についての検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
作文試験	1000点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
合計	1000点	

ウ 日時及び場所

平成14年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度について、保健所、国立病院又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の診断書に基づき行います。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成14年11月下旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

長野県のホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

6 合格から採用まで

- (1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。
- (2) 採用は、原則として平成15年4月1日以降です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。
- (4) 3の(2)の表の試験区分欄に掲げる試験区分にあつては、同表の資格又は免許欄に掲げる資格又は免許を採用の時点までに取得することが必要ですので、採用候補者名簿の有効期間中に当該資格又は免許を取得できなかった者は、職員に任用される資格を失うこととなります。

7 給与等

現行の初任給は次のとおりです。

試験の名称	試験区分	初任給
中級	司書	151,800円
	診療放射線技師	181,800円
	保育士	151,800円～177,800円
初級	事土農林 務木業業	141,900円
	施設介護職員	157,500円～167,900円
学校栄養	学校栄養	154,600円
小中事務	小中事務	141,900円

- (注) 1 初任給が異なっているのは、勤務箇所、勤務内容等によって違いがあるためです。
- 2 中級及び学校栄養の初任給は新規短大卒業者の、初級及び小中事務の初任給は新規高校卒業者の例であり、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県人事委員会事務局

長野県東京事務所

長野県名古屋事務所

長野県大阪事務所

長野県の地方事務所及びその連絡所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「中級請求」、「初級請求」、「学校栄養請求」、「小中事務請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県人事委員会事務局(〒380-8570:県庁専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692の2)まで送付してください。

ウ 長野県のホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県人事委員会事務局に提出してください。ただし、申込みは一つの試験区分に限るものとし、受付後の試験区分の変更は認めません。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり(ホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり)、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間及び受付時間

受付期間は平成14年8月14日(水)から9月4日(水)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土曜日及び日曜日は閉庁日です。)

なお、郵送による申込みは、9月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

9月12日(木)に発送する予定です。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる人

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる人
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	中級、初級(土木・農業・林業)及び学校栄養の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び適性試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む。) (4) 合格者の順位	初級(事務)及び小中事務の受験者
	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数及びその順位(不合格者を含む。) (2) 合格者の順位	初級(施設介護職員)の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局(県庁8階)

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県人事委員会事務局(電話:026-235-7465又は026-232-0111 内線4234・4235)に問い合わせてください。

(別表)

教養試験及び専門試験の出題分野一覧表

試験の方法	対象となる試験		出題分野
	試験の名称	試験区分	
教養試験	中級	司書 診療放射線技師 保育士	知識分野－社会科学、人文科学、自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈
	初級	事務士 農林業 施設介護職員	
	学校栄養	学校栄養	
	小中事務	小中事務	
専門試験	中級	司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論、コミュニケーション論、情報機器論
		診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、電気・電子工学（自動制御工学を含む。）、放射線機器工学、画像工学・X線撮影技術学（放射線写真学を含む。）、RI検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線管理学（関係法規を含む。）
		保育士	社会福祉、児童福祉（養護原理含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生
	初級	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
		農業	作物、野菜・果樹・草花、栽培環境、農業機械、畜産、農業経営
		林業	林業経営、育林、林業土木、測量、林産加工
	学校栄養	学校栄養	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論、栄養指導

人事委員会事務局